(公社) 全日本不動産協会群馬県本部 本部長 様

(一社) 群馬県住宅協会 会長 様

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様

(一社) 群馬県木造住宅産業協会 会長 様

群馬県住宅供給公社 理事長 様

群馬県知事 山本 一太 (県土整備部住宅政策課)

催物の開催に係る事前相談方法の変更について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。 標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 から事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、当該事務連絡を踏まえ、催物の開催に係る事前相談方法が下記の とおり変更となりますので、御確認の上事務連絡の内容と併せて、貴下会員や関係 者等に対し各種広報、連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

記

1 相談方法の変更内容

(変更前)

・「全国的な人の移動を伴うイベント」又は「参加者が 1,000 人を超えるよう なイベント」のいずれかに該当する催物は、主催者又は施設管理者が「感染 防止策チェックリスト」を作成し、開催日の3週間前までに県(イベント関 連課等) へ提出する。

(変更後)

- ・「参加者が **5,000 人超かつ収容率 5 0 %超**のイベント」に該当する催物は、 **主催者が**「感染防止安全計画」を策定し、開催日の3週間前までに県(イベ ント関連課等)へ提出する。
- ※緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の適用期間中は「参加者 5.000 人 超」のみ
- ※「全国的な人の移動を伴うイベント」は安全計画の提出対象外
- ・「参加者が 5,000 人以下のイベント」や「参加者が 5,000 人超であっても収 容率が50%以下のイベント」に該当する催物を開催する場合は、「感染防 止安全計画」の提出は不要だが、「感染防止策チェックリスト」を作成して 感染防止策を自己点検し、チェックリストを当該催物のホームページ等で公 表する。
- 変更反映日

令和3年11月25日

- 3 その他留意事項
- (1)変更後の相談制度概要及び様式は、11月24日までに県ウェブページ (URL: https://www.pref.gunma.jp/05/am49 00071.html) に掲載します。
- (2) 従前の「感染防止策チェックリスト」による事前相談受付は、11月24 日をもって終了します。

当:住宅政策課 岡田

T E L: 027-226-3717 F A X: 027-221-4171 e-Mail: o-k@pref. gunma.lg. jp